

# 公 示

「令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業」の実施予定者の公募について

九州農政局八代海岸保全事業所では、「令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業」の実施予定者を公募する。本事業の受託を希望される者は、下記要領により企画提案書を提出されたい。

## 1. 委託事業の目的

本委託事業は、直轄海岸保全施設整備事業により新設、改良する海岸保全施設について、専門的な学識経験者や専門技術者（以下「学識経験者等」という。）を選定するとともに技術的課題を検討し、成果の取りまとめを行うものである。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業内容

#### 1) 海岸保全施設の新設、改良に伴う技術的課題に対する学識経験者等の選定

九州農政局管内で実施している海岸保全施設の設計、施工上の高度な技術的課題に的確に対処するため、様々な分野から適切な学識経験者等を選定する。

#### 2) 学識経験者等による海岸保全施設の技術的課題の検討及び取りまとめ

下表に示す海岸保全施設の技術的課題について、選定した学識経験者等の専門的知識を最大限活用した助言、指導を得て検討を行い、その結果を取りまとめる。

地区名	技術的課題等
八代	・耐震対策の検討結果について
玉名横島	・堤防高の検証結果の報告について
西国東	・河川堤防の土質定数等の設定及び耐震対策検討結果について

### (2) 実施期間

委託契約締結の日から令和9年3月17日（水）までとする。

## 3. 応募資格、応募方法等

別添の「企画提案書作成要領」によるものとする。なお、企画提案書作成要領は、九州農政局ホームページ (<http://www.maff.go.jp/kyusyu/>) の「申請・お問い合わせ」の「調達情報・公表事項」の「公告・公募関係」からダウンロードするものとし、インターネット接続環境にない者は、照会等窓口へ問い合わせること。

#### 4. 委託契約の締結について

本委託事業に係る契約は、九州農政局八代海岸保全事業所入札・契約手続審査委員会の審査の結果、決定された委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、締結する。

#### 5. その他

(1) 本委託事業の詳細については、別添の「企画提案書作成要領」によるものとする。

(2) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における企画提案書の評価点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

#### 6. 照会等窓口

〒866-0895 熊本県八代市大村町1092-1

九州農政局八代海岸保全事業所 工事第一課

担当：福丸技術専門官

TEL : 0965-37-8955

Mail : hirofumi\_fukumaru570@maff. go. jp

以上公示する。

令和8年5月21日

分任支出負担行為担当官

九州農政局八代海岸保全事業所長

江藤 俊児

## 企画提案書作成要領

### 1. 委託事業名

令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業  
九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業

### 2. 委託事業の目的

本委託事業は、直轄海岸保全施設整備事業により新設、改良される海岸保全施設について、専門的な学識経験者や専門技術者（以下「学識経験者等」という。）を選定するとともに技術的課題を検討し、成果の取りまとめを行うものである。

### 3. 事業の内容

#### (1) 海岸保全施設の新設、改良に伴う技術的課題に対する学識経験者等の選定

九州農政局管内で実施している海岸保全施設の設計、施工上の高度な技術的課題に的確に対処するため、様々な分野から適切な学識経験者等を選定（委員6名程度）する。

#### (2) 学識経験者等による海岸保全施設の技術的課題の検討及び取りまとめ

##### 1) 委員会

学識経験者等からなる「海岸保全施設検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し運営するとともに、参加者分の資料を準備する。

また、下表に示す委員会及び学識経験者等への個別説明において、選定した学識経験者等の専門的知識を最大限活用した助言、指導を得て検討を行い、委員会終了後、委員会での技術的助言をまとめた議事録を作成し、委託者及び各学識経験者等に内容確認の上、検討結果として取りまとめる。

開催時期	地区名	開催地	技術的課題等
令和9年1月 (予定)	八代	熊本市	・耐震対策の検討結果について
	玉名横島		・堤防高の検証結果の報告について
	西国東		・河川堤防の土質定数等の設定及び耐震対策検討結果について

##### 2) 幹事会

委員会に先立ち九州農政局内で開催する「海岸保全施設検討委員会幹事会：（九州農政局職員及び委員会委員1名で構成）」（以下「幹事会」という。）の参加者分の資料を準備するとともに、幹事会に出席のうえ委員会を円滑に進めるために、技術的課題の把握と問題点の検討、幹事会終了後、幹事会での技術的助言を踏まえた委員会資料を取りまとめ、議事録を作成する。

開催時期	地区名	開催地	技術的課題等
令和8年11月 (予定)	西国東	熊本市 (九州農政局)	・耐震対策の検討結果について
	玉名横島		・堤防高の検証結果の報告について
	八代		・河川堤防の土質定数等の設定及び耐震対策検討結果について

### (3) 報告書の作成

委員会及び幹事会に諮った資料及び委員会で得られた助言、指導内容を整理する。  
また、委員会及び幹事会で検討された技術的課題に対する評価及び検討を取りまとめ、令和9年3月17日(水)までに九州農政局八代海岸保全事業所長あてに報告書(A4版簡易製本24部)及び電子媒体(CD-R(PDFデータ)3部)を提出するものとする。

### 4. 契約限度額

本委託事業の予算は、8,700千円程度(消費税及び地方消費税含む)を予定している。

### 5. 実施期間

契約締結の日から令和9年3月17日(水)までとする。

### 6. 応募資格

公募に応募できる者は、次の参加資格に全て適合する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究等)」において、「B、C又はD」の等級に格付けされている「九州・沖縄」の資格を有する者であること。なお、参加表明書提出時に競争参加資格のない者は、競争参加資格審査申請の手続き中の者であること。

(4) 九州農政局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記4の再確認を受けた者を除く。

(6) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19

経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 7. 参加表明書の提出

### (1) 提出方法

本委託事業に参加を希望する者は、参加資格を確認できる資料（競争参加資格確認通知又は資格申請書類の写し）を添付のうえ、参加表明書（別紙様式1号）を次の期間内に受付窓口へ提出する。

提出方法は、受付窓口へ持参、郵送（簡易書留に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法にて提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

### (2) 提出期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月4日（木）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後4時まで。なお、郵送による場合は期間内必着とする。

## 8. 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書の作成

参加表明書を提出した者は、別紙様式2号「企画提案書提出届」とともに、次の各号の項目を内容とする「企画提案書」を提出するものとする。

なお、企画提案書に使用する言語は日本語とし、提出部数は、正1部、副2部とする。

また、企画提案書を提出しなかった者については、失格とする。

### (2) 企画提案書には、以下の項目について記載することとする。

#### 1) 事業の実施方針（企画提案書 様式1）

3の事業の内容に示す事業をどのように実施するか実施方針・実施方法等を具体的に記載すること。

#### 2) 事業の実施スケジュール（企画提案書 様式2）

当該事業を遂行する上での、実施工程表を作成すること。

#### 3) 事業の実施体制（企画提案書 様式3）

##### ① 事業実施体制

##### ② 本事業に携わる主な担当者のリスト及び経歴、資格等

#### 4) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）の類似業務の実績（企画提案書 様式4）

類似業務とは、軟弱地盤又は砂質地盤上の海岸保全施設の設計、施工等の検討に関する業務とする。

#### 5) ワークライフ・バランス等の推進（企画提案書 様式5）

#### 6) 賃上げの実施を表明した企業等（企画提案書 様式6-1）

#### 7) 積算内訳（参考資料として提出。別紙様式3号）

#### 8) 競争参加資格証明書の写し

#### 9) 事業を統括的に管理する者の過去3年間（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）又は前々年度の継続教育への取組状況（任意様式）（取得証明書の写しを添

付)

(3) 提出方法

参加表明書を提出した者は、次の期間内に別紙様式2号を添えて企画提案書を受付窓口に提出する。

提出方法は、上記7(1)と同じ

(4) 提出期間

令和8年6月5日(金)から令和8年6月18日(木)までのうち、休日等を除く午前9時から午後4時まで。なお、郵送による場合は期間内必着とする。

(5) 企画提案書の取り扱い

- 1) 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- 2) 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
- 3) 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。
- 4) 提出する企画提案書は1者につき1点とし、期限内に企画提案書が提出されなかった場合は、契約候補者として選定しないものとする。
- 5) 企画提案書は、採点等本委託事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- 6) 企画提案に要する一切の費用は、提出者が負担する。

(6) 参考資料の貸与

過去の九州農政局直轄海岸保全施設検討業務の成果報告書は、応募・照会等窓口にて貸与が可能である。(貸与資料申請書 別紙様式4号)

貸与した資料は令和8年6月18日(木)までに返却するものとする。

9. 契約候補者の選定等

(1) 契約候補者を選定するための基準(別紙「企画提案書特定に係る評価基準」による)

企画提案書は、次の事項に着目して評価する。

- ① 事業の目的・内容等に対する理解度
- ② 事業実施方針の的確性
- ③ 実施手順・工程計画の妥当性
- ④ 実施体制の妥当性
- ⑤ 過去の類似業務の実績
- ⑥ 継続教育に関する姿勢
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ⑧ 賃上げの実施を表明した企業等

(2) 企画提案書の特定・非特定

前項の基準に基づき評価を行い、評価が最も高い企画提案書の提出者を受託候補者として九州農政局八代海岸保全事業所入札・契約手続審査委員会の審議を経たうえで特定する。

また、提出者の特定・非特定については、令和8年7月15日(水)を目途にすべての提出者に書面にて通知する。

なお、非特定を通知された者については、通知のあった日の翌日から7日以内(休日等は除く。)に、非特定理由の説明を求めることができる。

## 10. 審査方法

- (1) 提出された企画提案書等の内容をもとに、契約候補者を選定するための基準（別紙「企画提案書特定に係る評価基準」）に基づいて審査・採点を行い、採点した得点の最上位の者を本委託事業の委託契約候補者とする。
- (2) 審査は非公開とする。

## 11. 契約

本委託事業に係る契約は、受託予定者と委託契約の協議が整い次第、国との間で締結する。但し、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

## 12. 契約保証金

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予決令第100条の3第3号の規定により免除する。

## 13. 委託費の支払

委託事業が終了して、別途任命される検査職員の検査の結果、契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

委託費の額の確定は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

## 14. 実績報告

受託者は、本委託事業が終了したときは、分任支出負担行為担当官九州農政局八代海岸保全事業所長に委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による。）を提出しなければならない。

## 15. 応募・照会等窓口

〒866-0895 熊本県八代市大村町1092-1

九州農政局八代海岸保全事業所 工事第一課

担当：福丸技術専門官

TEL：0965-37-8955

Mail：hirofumi\_fukumaru570@maff.go.jp

(別紙様式1号)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局八代海岸保全事業所長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 参加表明書

「令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業」に関する企画競争に参加したいので、下記資料を添付して応募します。

記

競争参加資格確認通知（又は資格申請書類）の写し

(提案に関する担当者)

所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-Mail アドレス

(別紙様式2号)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局八代海岸保全事業所長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 企 画 提 案 書 提 出 届

「令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業」に関する企画提案書を下記のとおり提出します。

記

添付書類：企画提案書3部（正1部、副2部）

(別紙様式 3 号)

令和 8 年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業 積算内訳

区分	予算額	備考
〇〇〇〇費	円	〇〇費 △△△円 〇〇費 △△△円
〇〇〇〇費		〇〇費 △△△円 〇〇費 △△△円
消費税及び地方消費税		
計		

注 1：積算内訳は、次の項目で積算すること。

- ① 人件費（労務費）：単価は、社内規定単価を使用すること。
- ② 諸謝金：学識経験者等謝金等
- ③ 旅 費：学識経験者等旅費、受託者旅費等  
受託者旅費は、社内の旅費規程を基に算定すること。
- ④ 事務庁費：会場借料、印刷製本費、通信運搬費、アルバイト雇用費、外注費等
- ⑤ 一般管理費
- ⑥ 消費税及び地方消費税：①から⑤までは、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た金額を計上すること。

注 2：必要に応じて、資料を添付する。

注 3：備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。

(別紙様式4号)

令和 年 月 日

分任出負担行為担当官  
九州農政局八代海岸保全事業所長  
江藤 俊児 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 貸 与 資 料 申 請 書

令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業に関する貸与資料を下記のとおり申請します。

記

(担当者)  
所属・役職  
貸与者氏名  
電話番号  
FAX番号  
E-Mail アドレス

<応募・照会等窓口記載例>

貸与期間：

確認欄 : 貸与： 月 日 ( )  
返却： 月 日 ( )

(企画提案書 様式1)

事業の実施方針

事業名：令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業  
九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業

**【注意事項】**

- 企画提案書作成要領に記載された事業内容ごとに、実施方針・実施方法を具体的に記入すること。
- 学識経験者等の構成の他、構成人員の氏名、経歴、役職、選定の理由等を記載すること。
- 技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法に関する実施方針を記載すること。
- 本様式に記載された内容により、主に事業の目的・内容等に対する理解度及び実施方針の的確性を評価する。



事業の実施体制

事業名：令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業  
九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業

(1) 事業実施体制

<p>【注意事項】当該事業の実施体制（人員配置等）を明示すること。</p>
---------------------------------------

(2) 本事業に携わる主な担当者

氏名	所属・役職	担当業務の内容	所有する資格	類似業務の実績
				<ul style="list-style-type: none"><li>・発注機関</li><li>・業務名</li><li>・業務内容</li><li>・履行期間</li><li>・役割</li></ul>

【注意事項】

- 主な担当者とは、事業を統括管理する者、調査分析作業等の責任者等を想定している。  
また、事業を統括的に管理する者（1名に限る。）の氏名に○を付すること。
- 氏名には「ふりがな」をふること。
- 資格には、資格の種類、部門（選択科目）等の資格に関する詳細を記載すること。
- 類似業務とは、軟弱地盤又は砂質地盤上の海岸保全施設の設計、施工の検討等に関する業務とし、業務の実績には、発注機関、業務名、業務内容、履行期間、担当業務の役割等を記載すること。
- 本様式に記載された内容により、主に実施体制の妥当性等を評価する。

過去5年間の類似業務の実績

事業名：令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業  
九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- 過去5年間とは、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 類似業務とは、軟弱地盤又は砂質地盤上の海岸保全施設の設計、施工の検討等に関する業務とする。
- 記載した実績が証明できる業務カルテ、契約書等の写しを添付すること。
- 本様式に記載された内容により、過去の類似業務の実績を評価する。

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る関係法令に基づく認定を証明する書面

事業名：令和8年度八代海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業  
九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業

法令名	認定の種類	認定の有無
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等 (えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ※1	
	えるぼし3段階目 ※2	
	えるぼし2段階目 ※2	
	えるぼし1段階目 ※2	
	行動計画の策定 ※3	
次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定 (くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ※4	
	くるみん(令和7年4月1日以後の基準) ※5	
	くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※6	
	トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ※7	
	くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※8	
	トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※9	
	くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※10	
	行動計画の策定(令和7年4月1日以後の基準 ※3、※11)	
青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)	ユースエール	

【注意事項】○該当する認定等がある場合、「認定の有無」欄に○印を記入して下さい。

○認定書等の写し、又は証明する書面を必ず添付すること。

- ※1 女性活躍推進法第12条に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定  
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間満了していない行動計画を策定している場合のみ）
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※10の認定を除く。）
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）  
（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を  
対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

年 月 日  
株式会社○○○○  
（住所を記載）  
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法に  
よって、代表者から説明を受けました。

年 月 日  
株式会社○○○○  
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印  
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。
- 2 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。
- 3 発注者において上記1若しくは2の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 4 上記3による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

企画提案書 様式6-2～別紙については、  
申請時における提出の必要はありません。

(企画提案書 様式6-2)

### 従業員への賃金引上げ実績整理表

#### 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

#### 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 で算出した給与総額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
株式会社○○○○  
(住所を記載)  
代表者氏名 ○○ ○○

#### (留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉  
徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

(別紙)

法人事業概況説明書

FB1007



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名 屋号( ) 事業年度 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 税務署 処理欄
電話( ) 本社ホームページの有無 ( )有 ( )無 (本社ホームページアドレス)

1 事業内容 ( )業 2支店・子会社の状況 (1)国内支店・店舗数 (2)国内国内子会社の数
(1)輸入 ( )輸出 ( )無 取引金額(百万円) (2)有 ( )手数料 ( )ロイヤルティ ( )役務の提供
( )証券の売買 ( )金銭の貸借 ( )不動産の売買

4 期末従業員の状況(単位:人) (1)常勤役員 (2)期末従事員
5 P C の利用状況 (1)P C の利用形態 (2)会計ソフトの利用等 (3)電子商取引
6 販売形態 (1)電子商取引 (2)販売チャネル
8 経理者の状況 (1)区分 氏名 代表者との関係 (2)試算表の作成状況
(3)源泉徴収対象所得 (4)当期課税売上高 (5)消費税率
9 役員又は役員報酬額の異動の有無

Table with 10 columns: 主要科目 (売上(収入)高, 売上(収入)原価, 売上(収入)総利益, 役員報酬, 従業員給料, 営業損益, 特別利益), 資産 (現金預金, 受取手形, 売掛金, 棚卸資産, 貸付金, 建物, 機械装置, 車両船舶, 土地), 負債 (支払手形, 買掛金, 個人借入金, その他借入金), 純資産の部合計

注4 ※各科目の単位:千円 11代表者に対する報酬等の金額 報酬 貸付金 仮払金
賃借料 支払利息 借入金 仮受金

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
注2 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3 金融業・保険代理業においては、売却金額には未収利息、貸付金額には未払利息を記載してください。
注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主な設備等の状況						
	(2) 事業内容の特異性								
	(3) 売上区分	現金売上 % 掛売上 %							
14 決算日等の状況	売上	締切日	決済日	16 税理士の関与状況	(1) 氏名				
	仕入	締切日	決済日		(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日	決済日		(3) 電話番号				
	給料	締切日	支給日		<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称			17 加入組合等の状況	(4) 関与状況				
					(役職名)				
					(役職名)				
					営業時間 開店時 閉店時 定休日 毎週(毎月) 曜日( )				
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従事員数
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	計								
	前期の実績								
19 当期の営業成績の概要									
20 年末調整関係書類	(1) 年末調整関係申告書の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(2) 年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	(3) 保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	(4) 従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 未把握
	(5) 年末調整手続でのシステム利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(6) 年末調整手続で利用するシステム	<input type="checkbox"/> 国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア <input type="checkbox"/> 自社製ソフトウェア <input type="checkbox"/> 市販のソフトウェア(名称: )					

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出用

平成28年1月1日以後提出用 (注) 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FDMOCD DVD 書面その他)

Header form containing tax authority name, date, business type, and various identification numbers.

Table 1: 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) - Summary of income tax withholding statements.

Table 2: 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) - Summary of retirement income tax withholding statements.

Table 3: 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) - Summary of payment statements for remuneration, fees, etc.

Table 4: 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313) - Summary of payment statements for real estate usage fees.

Table 6: 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) - Summary of payment statements for real estate transaction fees.

Table 5: 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) - Summary of payment statements for real estate acquisition consideration.

Form for submission date and tax authority details.

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 〇〇〇〇〇〇

〔平成28年1月1日以後提出用〕

控 用

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇					
提出者	住所又は所在地 (フリガナ)	電話 ( - )	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 斡旋
	氏名又は名称 (フリガナ)		作成担当者							
	個人番号又は法人番号(注) (フリガナ)	※個人番号又は法人番号は複写されません		作成税理士 署名						
	代表者氏名		税理士番号							

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)  
注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 総額、給与、賞与等の総額					
②のうち、内閣府の 日雇労働者の賃金					
③ 源泉徴収票を提出するもの					
④のうち、源泉徴収票を提出するもの					
災害減免法により徴収猶予したもの					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 退職手当等				
② 総額				
③のうち、源泉徴収票を提出するもの				

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	個人以外	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)					
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)					
③ 診療報酬(3号該当)					
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)					
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)					
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)					
⑦ 契約金(7号該当)					
⑧ 賞金(8号該当)					
⑨ 計					
⑩のうち、支払調書を提出するもの					
⑪のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金					
⑫ 災害減免法により徴収猶予したもの					

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支 払 金 額
① 使用料等の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支 払 金 額
① あっせん手数料の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	員	支 払 金 額
① 譲受の対価の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			

## 【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

### 記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

#### 2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

#### 3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

#### 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

## 5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。

- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

## 企画提案書特定に係る評価基準

項目	着眼点	判定の指標	点数
事業の目的・内容等に対する理解度	海岸保全施設整備事業に精通するとともに、海岸保全施設の新設・改良に関する豊富な知見を有し、事業目的及び内容が十分理解されているか。	ア. 豊富な知見を有し、十分理解されている。	15点
		イ. 知見を有し、理解されている。	10点
		ウ. 普通である。	5点
		エ. 理解が不十分である。	選定しない
事業実施方針の的確性①	海岸保全施設の新設・改良に伴う技術的課題に対し専門分野に配慮された学識経験者等が選定されるなど、妥当な内容となっているか。	ア. 詳細な検討がなされ、優れた実施内容となっている。	30点
		イ. 検討がなされ、妥当な実施内容となっている。	20点
		ウ. 普通である。	10点
		エ. 内容が劣る。	選定しない
事業実施方針の的確性②	海岸保全施設の新設・改良に伴う技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法について、妥当な実施内容となっているか。	ア. 詳細な検討がなされ、優れた実施内容となっている。	30点
		イ. 検討がなされ、妥当な実施内容となっている。	20点
		ウ. 普通である。	10点
		エ. 内容が劣る。	選定しない
実施手順・工程計画の妥当性	各海岸保全施設の検討状況等に配慮した実施手順や工程が十分検討された計画となっているか。	ア. 十分な検討がなされ、優れた工程計画となっている。	15点
		イ. 検討がなされ、妥当な工程計画となっている。	10点
		ウ. 普通である。	5点
		エ. 内容が劣る。	選定しない
実施体制の妥当性	事業量に見合った人員が配置され、また、主な担当者において技術的課題を踏まえた選定がなされ経験等も十分であるか。	ア. 十分な検討がなされ、優れた実施体制となっている。	15点
		イ. 検討がなされ、妥当な実施体制となっている。	10点
		ウ. 普通である。	5点
		エ. 体制が劣る。	選定しない
過去の類似業務の実績	過去5年間における類似業務の実績 (過去5年間とは令和3年4月1日～令和8年3月31日までに完了した業務)	ア. 5件以上の実績がある。	15点
		イ. 3件以上5件未満の実績がある。	10点
		ウ. 1件以上3件未満の実績がある。	5点
		エ. 実績なし	0点
継続教育に関する姿勢	過去3年間における担当者(事業を統括的に管理する者)の農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況 (過去3年間とは令和4年4月1日～令和7年3月31日まで、前々年度とは令和6年度)	ア. 過去3年間で150CPD、又は前々年度50CPD以上	15点
		イ. 過去3年間で90-149CPD、又は前々年度30-49CPD	10点
		ウ. 過去3年間で30-89CPD、又は前々年度10-29CPD	5点
		エ. ア～ウ以外	0点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、以下の法令の認定を受けているか。  (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等 (えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)	(1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。	
		ア. プラチナえるぼし認定企業 ※1	5点
		イ. えるぼし3段階目 ※2	4点
		ウ. えるぼし2段階目 ※2	3点
		エ. えるぼし1段階目 ※2	2点
		オ. 行動計画の策定 ※3	1点
		※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ)	

項目	着眼点	判定の指標	点数
	(2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)	ア. プラチナくるみん認定企業 ※4	5点
		イ. くるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) ※5	4点
		ウ. くるみん認定企業(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※6	3点
		エ. トライくるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) ※7	3点
		オ. くるみん認定企業(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※8	3点
		カ. トライくるみん認定企業(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※9	3点
		キ. くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準) ※10	2点
		ク. 行動計画の策定(令和7年4月1日以後の基準) ※3、※11	1点
		※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定	
		※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定	
		※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※8及び※10の認定を除く。)	
※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定			
※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※10の認定を除く。)			
※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定			
※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定			
※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの			
	(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)	ア. ユースエール認定企業	4点
賃上げの実施を表明した企業等	賃上げの実施を表敬した中小企業等	賃上げを実施する企業として、以下の表明をしているか。 事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3点